

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抄）

平成5年3月1日

条例第4号

大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年大阪市条例第22号）を次のように改正する。

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 廃棄物の減量推進（第6条—第13条）

第3章 廃棄物の適正処理（第14条—第23条の2の13）

第3章の2 削除

第3章の3 産業廃棄物処理施設の設置に係る協議の手続等（第23条の7—第23条の14）

第4章 生活環境の清潔保持（第24条—第29条）

第5章 手数料等（第30条—第33条）

第6章 大阪市廃棄物減量等推進審議会（第33条の2）

第7章 雑則（第34条—第38条）

第8章 罰則（第39条—第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再使用並びに再生利用及びこれを目的とした市民の自主的な活動の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

- (4) 集団回収 地域活動協議会その他の団体が、その活動に協力する者から排出される専ら再生利用の目的となる廃棄物を収集することをいう。
- (5) コミュニティ回収等 集団回収のうち、地域活動協議会その他の地域の団体が、その活動区域に居住し、又はその活動に協力する市民から排出される家庭系廃棄物（法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に定める資源ごみ又は古紙・衣類に限る。）を収集すること（当該団体が市規則で定めるところにより市長に届け出て行うものに限る。）をいう。

第3条－第11条 省 略

（公表）

第12条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第12条－第15条 省 略

（収集、運搬又は保管の禁止等）

第15条の2 本市及び本市が古紙・衣類（家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める古紙・衣類をいう。以下同じ。）の収集又は運搬を委託した者以外のものは、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される古紙・衣類（集団回収により収集されるものを除く。）を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。

- 2 コミュニティ回収等を実施する団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のものは、当該団体が古紙・衣類を収集する場所として市長に届け出た場所に持ち出された古紙・衣類を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。

（禁止行為に対する指導等）

第15条の3 市長は、前条各項の規定に違反しているものに対し、同条各項の規定により禁止される行為（以下「禁止行為」という。）の中止その他必要な措置（以下「中止等の措置」という。）を講ずるよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、前条各項の規定に違反しているものに質問させることができる。

- 3 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、前条各項の規定に違反しているものから請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 5 前項の規定による勧告は、市規則で定める事項を記載した勧告書を第1項の規定による指導を受けたものに交付して行うものとする。
- 6 市長は、第4項の規定による勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、その勧告を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を命ずることができる。
- 7 前項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定による勧告を受けたものに交付して行うものとする。

(公表)

- 第15条の4 市長は、前条第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨、命令の内容及び命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に違反したものを特定するために必要な事項を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(古紙・衣類の譲受けの禁止)

- 第15条の5 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙又は古繊維に限る。）の処分を業として行うものは、第15条の2各項の規定に違反しているものから古紙・衣類の占有を取得する行為（以下「古紙・衣類の譲受け」という。）を行ってはならない。

(古紙・衣類の譲受けに対する指導等)

- 第15条の6 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう指導することができる。
- 2 第15条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指導を行う場合について準用する。
 - 3 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう勧告することができる。
 - 4 第15条の3第5項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(公表)

- 第15条の7 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けたものが正当な理由なくその

勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けたものの氏名又は名称
その他勧告を受けたものを特定するために必要な事項を公表することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第16条－42条 省 略

第43条 第15条の3第6項の規定による命令に違反したものは、50,000円以下の過料に
処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は
人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法
人又は人に対しても同項の過料を科する。

附 則（平成29年3月29日条例第48号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第15条の次に6条を加える
改正規定（第15条の2に係る部分を除く。）及び第42条の次に1条を加える改正規
定は、同年10月1日から施行する。